



# 登録実践研修機関・登録日本語教員 養成機関に関する省令等の案について

---

注：資料中「※」は省令等の解釈を示したものであり、省令等に直接記載する内容ではない。

## 認定日本語教育機関認定基準の方向性（案）の概要

- I. 総則**
  - ⇒ 趣旨、基本組織等
- II. 教員及び職員の体制**
  - ⇒ 校長、主任教員、教員数等
- III. 施設及び設備**
  - ⇒ 校地、校舎、教室、設備等
- IV. 日本語教育課程**
  - ⇒ 日本語教育課程の目的、修業期間、授業時数、授業科目、遠隔授業、生徒数、入国前準備講座等
- V. 学習上及び生活上の支援体制**
  - ⇒ 生活指導担当者、健康診断、在留の継続に必要な支援体制等

## 日本語教育機関認定法施行規則の方向性（案）の概要

- I. 認定日本語教育機関**
  - ⇒ 認定申請手続き、情報公表、点検評価、定期報告等
- II. 認定日本語教育機関の教員の資格**
  - 1. 登録日本語教員**
    - ⇒ 登録申請手続き等
  - 2. 日本語教員試験**
    - ⇒ 試験の実施方法、試験の科目、受験手続き等
  - 3. 実践研修**
    - ⇒ 実践研修の科目、受講手続き等
- 4. 指定試験機関**
  - ⇒ 指定申請手続き、試験委員の要件、試験事務規程、事業計画等の認可、事業報告等
- 5. 登録実践研修機関**
  - ⇒ 登録申請手続き、指導者の要件、研修事務規程等
- 6. 登録日本語教員養成機関**
  - ⇒ 登録申請手続き、教授者の要件、養成業務規程等

# 登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関の登録手順

- 登録日本語教員の養成を希望する大学、専修学校、各種学校、その他教育機関が文部科学省に登録を申請。
- 一機関が登録実践研修機関と登録日本語教員養成機関の両方の登録を申請し、登録を受けることも可能。
- 審査は審議会において、登録要件、研修事務規程の認可の可否、養成業務規程の変更命令の可否を審査。
- なお、登録日本語教員養成機関で養成課程を修了した者も登録実践研修機関で実践研修の修了が必要。

※登録日本語教員養成機関が養成課程と併せて教育実習を実施する場合、登録実践研修機関の登録を受け、実践研修として位置づけることとなる。

※一機関が両方の登録を受け、実践研修と養成課程を一体的に実施することも可能。

## 文部科学省 審議会

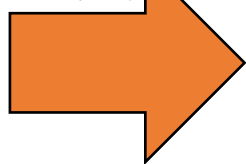
### 登録実践研修機関の登録

- 登録要件の確認
  - ・省令で定める科目を実施しているか
  - ・科目の指導時間数が省令で定める時間数以上か
  - ・指導者が省令で定める資格・経験を有しているか
- 研修事務規程の認可の審査

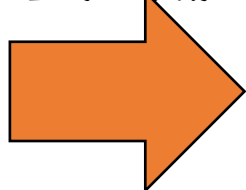
### 登録日本語教員養成機関の登録

- 登録要件の確認
  - ・省令で定める科目を実施しているか
  - ・科目の授業時間数が省令で定める時間数以上か
  - ・教授者が省令で定める資格を有しているか
- 養成業務規程について変更命令の可否を審査

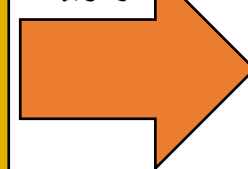
登録実践研修  
機関の登録の  
申請



登録日本語教員  
養成機関の  
登録の申請



登録実践研修  
機関の登録  
研修事務規程  
の認可



登録日本語教員  
養成機関の登録  
養成業務規程の  
届出受理



登録実践  
研修機関  
として実  
践研修を  
実施

登録日本  
語教員養  
成機関と  
して養成  
課程を実  
施

大学、専  
修学校、  
各種学校、  
その他教  
育機関

大学、専  
修学校、  
各種学校、  
その他教  
育機関

## 登録実践研修機関の登録の申請書等に関する規定（案）

- 登録実践研修機関の登録の申請時の提出書類は、次のとおりとする。
  - ① 法人（国及び地方公共団体を除く。）である場合には、次に掲げる書類
    - イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（独立行政法人・国立大学法人・地方独立行政法人を除く。）
    - ロ 役員の氏名及び経歴を記載した書類
  - ② 個人である場合には、住民票の写し及び履歴書
  - ③ 実践研修に関する次に掲げる事項を記載した書類
    - イ 実践研修において実施する科目、各科目の内容及び時間数
    - ロ 教壇実習機関の概要
    - ハ 実践研修の指導を行う者の氏名、職名、経歴及び担当科目
    - ニ その他文部科学大臣が必要と認める事項
  - ④ 実践研修の実施の方法に関する計画を記載した書類
- 申請書の記載事項は、研修事務を行おうとする主たる事務所の名称及び所在地、研修事務を開始しようとする年月日とする。

## 登録日本語教員養成機関の登録の申請書等に関する規定（案）

- 登録日本語教員養成機関の登録の申請時の書類は、次のとおりとする。
  - ① 法人（国及び地方公共団体を除く。）である場合には、次に掲げる書類
    - イ 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書（独立行政法人・国立大学法人・地方独立行政法人を除く。）
    - ロ 役員の氏名及び経歴を記載した書類
  - ② 個人である場合においては、住民票の写し及び履歴書
  - ③ 養成課程に関する次に掲げる事項を記載した書類
    - イ 養成課程において実施する科目、各科目の内容及び時間数
    - ロ 養成課程の科目の授業を行う者の氏名、職名、経歴及び担当科目
    - ハ その他文部科学大臣が必要と認める事項
  - ④ 養成課程の実施の方法に関する計画を記載した書類
- 申請書の記載事項は、養成業務を行おうとする主たる事務所の名称及び所在地、養成業務を開始しようとする年月日とする。

## 実践研修の科目・指導時間数に関する規定（案）

○実践研修においては、以下を取扱うこととする。

- ① オリエンテーション
- ② 授業見学
- ③ 授業準備
- ④ 模擬授業
- ⑤ 教壇実習
- ⑥ 実践研修全体総括

※上記は、各機関での授業科目の設定方法をしばるものではなく、例えば、大学において1つの授業科目の中でこれら全ての内容を扱う方法により実施することも可能。

○実践研修の指導時間は、45単位時間（1単位時間は45分以上。※大学の単位に換算すると1単位）以上とする。

## 養成課程の科目・授業時間数に関する規定（案）

○養成課程においては、以下を取扱うこととする。

- ① 社会・文化・地域基礎
- ② 言語と社会基礎
- ③ 言語と心理基礎
- ④ 言語と教育基礎
- ⑤ 言語基礎

※上記は、各機関での授業科目の設定方法をしばるものではなく、例えば、大学において1つの授業科目の中でこれらの内容に跨がる内容を扱う方法により実施することや、1つの内容を複数の授業科目で実施することも可能。

○養成課程の授業時間は、375単位時間（1単位時間は45分以上。※大学の単位に換算すると25単位）以上とする。

## 実践研修の指導者に関する規定（案）

○実践研修の指導者の要件は以下のいずれかとする。

- ① 日本語教育に係る学位（学士・修士・博士（学士（専門職）・専門職学位を含む。））。外国のこれに相当する学位を含む。）を有する者で、かつ、日本語教育に関する研究業績を有する者
- ② 日本語教育に係る学位（学士・修士・博士（学士（専門職）・専門職学位を含む。））。外国のこれに相当する学位を含む。）を有する者で、かつ、大学・専修学校・各種学校・その他教育機関で登録日本語教員又は登録日本語教員となることを希望する者を対象とした研修・授業を1年以上担当した者
- ③ 登録日本語教員の登録を受けた者で、かつ、大学・専修学校・各種学校・その他教育機関で登録日本語教員又は登録日本語教員となることを希望する者を対象とした研修・授業を1年以上担当した者
- ④ 登録日本語教員の登録を受けた者で、かつ、認定日本語教育機関で日本語教育に3年以上従事した者

※ 経過措置期間中は、②の登録日本語教員は他の日本語教員でも可とし、③④の登録日本語教員の登録は現行告示基準の教員要件を満たす者でも可とし、④の認定日本語教育機関は法務省告示機関や大学でも可とする。

※ 上記は省令で定める最低要件であり、個別の機関に配置される教員の妥当性は登録の審査で確認する。

## 養成課程の教授者に関する規定（案）

○養成課程の教授者の要件は以下のいずれかとする。

- ① 養成課程の科目に係る学位（修士・博士（専門職学位を含む。））。外国のこれに相当する学位を含む。）を有する者
- ② 登録日本語教員の登録を受けた者で、かつ、学士の学位（学士（専門職）を含む。外国のこれに相当する学位を含む。）を有する者

※ 経過措置期間中は、②の登録日本語教員は他の日本語教員でも可とする。

※ 上記は省令で定める最低要件であり、個別の機関に配置される教員の妥当性は登録の審査で確認する。

## 研修事務規程の記載事項に関する規定（案）

- 登録実践研修機関が策定する研修事務規程の記載事項は、次のとおりとする。
  - ① 研修事務を行う時間及び休日に関する事項
  - ② 実践研修の実施体制に関する事項
  - ③ 研修事務を行う事務所に関する事項
  - ④ 教壇実習機関に関する事項
  - ⑤ 実践研修の日程及び公示方法に関する事項
  - ⑥ 実践研修の受講の申請に関する事項
  - ⑦ 実践研修の修了の要件に関する事項
  - ⑧ 修了証書の交付及び再交付に関する事項
  - ⑨ 手数料の収納の方法に関する事項
  - ⑩ 実践研修に係る経費の維持方法に関する事項
  - ⑪ 研修事務の評価に関する事項
  - ⑫ 研修事務に関して知り得た秘密の保持に関する事項
  - ⑬ 研修事務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項
  - ⑭ 財務諸表等の閲覧等（謄本又は抄本の交付等に係る費用に関する事項を含む。）に関する事項
  - ⑮ 不正な受講者の処分に関する事項
  - ⑯ その他研修事務の実施に関し必要な事項

## 養成業務規程の記載事項に関する規定（案）

- 登録日本語教員養成機関が策定する養成業務規程の記載事項は、次のとおりとする。
  - ① 養成業務を行う時間及び休日に関する事項
  - ② 養成課程の実施体制に関する事項
  - ③ 養成業務を行う事務所に関する事項
  - ④ 養成課程の日程及び公示方法に関する事項
  - ⑤ 養成課程の受講の申請に関する事項
  - ⑥ 養成課程の修了の要件に関する事項
  - ⑦ 修了証書の交付及び再交付に関する事項
  - ⑧ 料金の収納の方法に関する事項
  - ⑨ 養成課程に係る経費の維持方法に関する事項
  - ⑩ 養成業務の評価に関する事項
  - ⑪ 養成業務に関して知り得た秘密の保持に関する事項
  - ⑫ 養成業務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項
  - ⑬ 財務諸表等の閲覧等（謄本又は抄本の交付等に係る費用に関する事項を含む。）に関する事項
  - ⑭ 不正な受講者の処分に関する事項
  - ⑮ その他養成業務の実施に関し必要な事項



## 登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の報告等に関する規定（案）

- 毎年、次に掲げる事項を記載した報告書を文部科学大臣に提出すること。
  - ✓ 実践研修を担当する指導者その他の職員の構成
  - ✓ 施設及び設備
  - ✓ 実践研修の実施内容
  - ✓ 手数料及び収支に関すること
  - ✓ 受講者の進路選択その他の支援に関すること
  
- 実践研修又は養成課程を実施したときは、遅滞なく次の事項を記載した報告書を文部科学大臣に提出すること。
  - ✓ 受講者数
  - ✓ 修了者の数
  - ✓ 修了の年月日
  - ✓ 修了した者の修了証書の番号、氏名、生年月日及び本籍地都道府県名を記載した修了者一覧表

# 登録日本語教員の登録に関する主な規定（案）

## 登録日本語教員の登録の申請に関する規定（案）

- 登録日本語教員の登録の申請書の記載事項は以下のとおりとする。
  - ① 氏名
  - ② 生年月日
  - ③ 本籍地都道府県名（日本の国籍を有しない者にあつては、国籍。）
  - ④ 日本語教員試験に合格した年月日及び合格証書の番号
  - ⑤ 実践研修を修了した年月日及び当該実践研修の実施者の氏名又は名称（実践研修を修了した者とみなされることを希望する者は、その旨。）
- 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - ① 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し
  - ② 日本語教員試験の合格証書の写し
  - ③ 実践研修の修了証書の写し（実践研修を修了した者とみなされることを希望する者は、実践研修を修了した者と同等以上の技術を有する者に該当することを証する書類。）

## 日本語教員登録簿の記載事項に関する規定（案）

- 日本語教員登録簿の記載事項は、次のとおりとする。
  - ① 氏名
  - ② 生年月日
  - ③ 本籍地都道府県名
  - ④ 登録番号及び登録年月日
  - ⑤ 日本語教員試験の合格の年月日及び合格証書の番号
  - ⑥ 実践研修の修了の年月日及び当該実践研修を実施した者の氏名又は名称（実践研修を修了した者とみなされた者は、その旨。）

# 日本語教員試験・実践研修に関する主な規定（案）

## 日本語教員試験に関する主な規定（案）

- 日本語教員試験の実施方法等
  - ✓ 日本語教員試験は、筆記の方法により行う。
  - ✓ 基礎試験及び応用試験のいずれにも合格し、又は免除を受けた者を日本語教員試験の合格者とする。
  - ✓ 応用試験の合格者の判定は、基礎試験に合格した者及び基礎試験の免除を受けた者について行う。
- 日本語教員試験の科目は以下の範囲から出題する。
  - ✓ 社会・文化・地域
  - ✓ 言語と社会
  - ✓ 言語と心理
  - ✓ 言語と教育
  - ✓ 言語
- 基礎試験の免除を受けるための資格
  - ✓ 過去の基礎試験の合格
  - ✓ 文部科学大臣が指定する外国の大学等の高等教育機関が実施する養成課程の修了

## 実践研修に関する主な規定（案）

- 実践研修の受講資格
  - ✓ 基礎試験に合格した者
  - ✓ 養成課程（文部科学大臣が指定する外国の大学等の高等教育機関が実施する養成課程を含む。）を修了した者及び修了する見込みの者
- 実践研修を修了した者とみなす者
  - ✓ 文部科学大臣が指定する外国の大学等の高等教育機関で実践研修に相当する研修を修了した者

# 指定試験機関の申請等に関する主な規定（案）①

## 指定の申請書等に関する規定（案）

- 指定試験機関の指定の申請書に添付する書類は、次のとおりとする。
  - ① 定款及び登記事項証明書
  - ② 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び当該事業年度末の財産目録
  - ③ 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
  - ④ 役員の氏名及び経歴を記載した書類
  - ⑤ 現に行っている業務の概要を記載した書類
  - ⑥ 試験事務の実施の方法に関する計画を記載した書類
- 申請書の記載事項は、試験事務を行おうとする事務所の名称及び所在地、試験事務を開始しようとする年月日とする。

## 試験事務規程に関する規定（案）

- 次に掲げる事項を記載した試験事務規程を定め、試験事務の開始前に、文部科学大臣の認可を受けること。
  - ✓ 日本語教育を行うために必要な知識及び技能を有するかどうかの判定の基準
  - ✓ 試験事務の実施の方法に関する事項
  - ✓ 受験手数料の収納の方法に関する事項
  - ✓ 試験事務に関して知り得た秘密の保持に関する事項
  - ✓ 試験事務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項
  - ✓ その他試験事務の実施に関し必要な事項

## 試験委員に関する規定（案）

- 以下のいずれかの要件を備える者のうちから試験委員を選任すること。
  - ① 大学において日本語教育若しくは試験に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はあった者
  - ② 日本語教育又は試験に関する科目の研究により博士の学位を授与された者
  - ③ 認定日本語教育機関において五年以上日本語教育課程を担当した経験を有する者
  - ④ 日本語教育を行うために必要な知識及び技能を有するかどうかを判定する試験又は日本語を理解し、使用する能力を有するかどうかを判定する試験に関する業務に五年以上従事した経験を有する者

# 指定試験機関の報告等に関する主な規定（案）②

## 指定試験機関の報告等に関する規定（案）

### （受験停止等の処分の報告）

- 日本語教員試験に関して不正の行為があった場合には、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を文部科学大臣に提出すること。
  - ✓ 処分の内容及び年月日
  - ✓ 不正行為に関係ある者の本籍地都道府県名、住所、氏名及び生年月日
  - ✓ 不正行為のあった試験の種別及び年月日
  - ✓ 不正行為の内容
  - ✓ その他参考となる事項

### （事業報告書等）

- 毎年度、事業報告書及び収支決算書に賃借対照表及び財産目録を添えて文部科学大臣に提出すること。

### （帳簿）

- 試験年月日、試験地、受験者の受験番号、氏名、生年月日、本籍地都道府県名、住所並びに基礎試験、応用試験及び日本語教員試験の合否の別、試験科目ごとの成績等について帳簿を作成し、試験事務を廃止するまで保存すること。

### （試験結果の報告）

- 試験事務を実施したときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した報告書を文部科学大臣に提出すること。
  - ✓ 試験年月日
  - ✓ 試験地
  - ✓ 受験申込者数
  - ✓ 受験者数
  - ✓ 基礎試験、応用試験及び日本語教員試験に合格した者の数
  - ✓ 基礎試験、応用試験及び日本語教員試験の合格年月日

## 養成機関ルート

登録実践研修機関と登録日本語  
教員養成機関の登録を受けた  
機関で課程を修了する方※

- ・大学等 (26単位～)
- ・専門学校等 (420単位時間～)

基礎試験 免除

応用試験

実践研修

(養成課程と一体的に実施)

登録日本語教員養成機関の  
登録を受けた機関で  
課程を修了する方※

- ・大学等 (25単位～)
- ・専門学校等 (375単位時間～)

基礎試験 免除

応用試験

実践研修

@登録実践研修機関

## 試験ルート

基礎試験

応用試験

実践研修

@登録実践研修機関

登録日本語教員

※ 応用試験の受験や実践研修の受講に当たっては、修了見込みでも可能とし、登録日本語教員の登録までに修了を求めることを想定。

# 登録日本語教員の資格取得に係る経過措置（案）

経過措置期間



令和6年4月1日～  
令和15年3月31日まで※2

令和6年4月1日～令和11年3月31日まで

※1 平成31年4月1日（法施行5年前）～令和11年3月31日（法施行5年後）の間に 法務省告示機関で告示を受けた課程、大学、認定日本語教育機関で認定を受けた課程、文部科学大臣が指定した日本語教育機関で日本語教員として1年以上勤務した者

現職者※1に限らず必須の50項目  
に対応した課程修了者

登録日本語教員養成機関と同等と認められる現行課程（必須の50項目を実施していることが確認できたもの）を修了した者

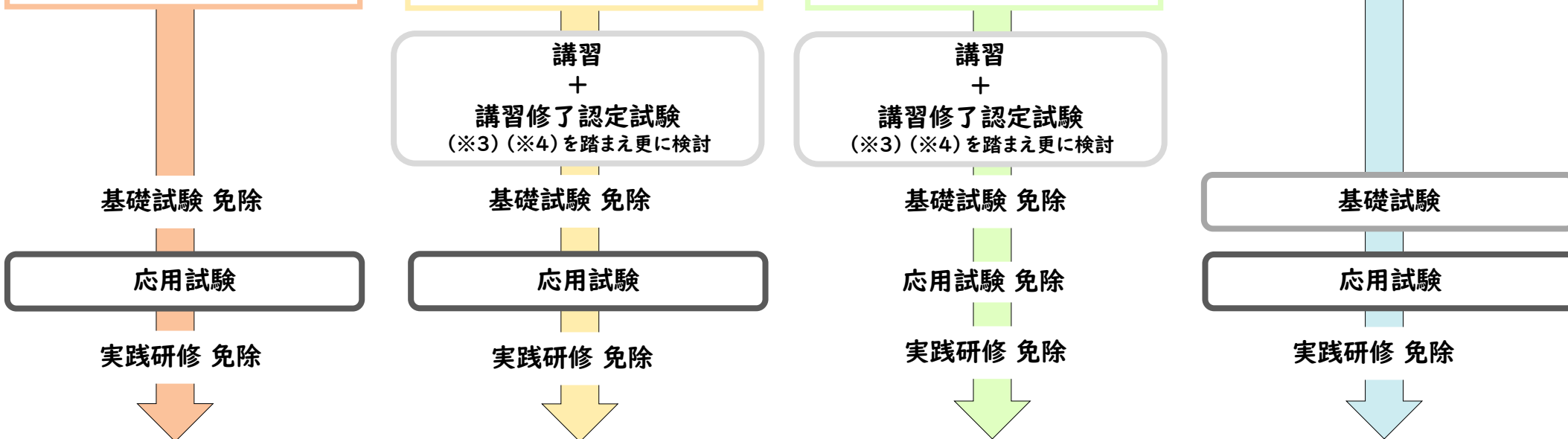
現職者※1のうち必須の50項目  
対応前の課程修了者

現行告示基準教員要件に該当する必須の50項目対応前の養成課程等（一定の質の確認ができたもの）を修了した者

現職者※1のうち民間試験  
に合格した者

昭和62年4月1日～令和6年3月31日の間に実施された日本語教育能力検定試験（公益財団法人日本国際教育支援協会）に合格した者

左記以外の現職者※1

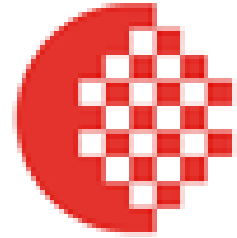


登録日本語教員

※2 経過措置期間は原則として法施行後5年（令和11年3月31日）までとするが、現行の養成課程を実施する大学等が登録実践研修機関と登録日本語教員養成機関の登録を受ける前に在籍する学生等への配慮として、大学等の準備が遅れ、5年の経過措置期間が終了した直後の令和11年4月1日より登録機関としての実践研修・養成課程が開始された場合を想定し、それ以前から在籍した学生等が経過措置を受けられるよう、大学の修業年限が4年であることを踏まえ、原則である5年に4年を加え、50項目に対応した課程の修了者への経過措置の期間を令和15年3月31日までとする。

※3 日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版（平成31年3月4日）文化審議会国語分科会

※4 日本語教育のための教員養成について（平成12年3月30日）日本語教員の養成に関する調査研究協力者会議



文化庁